

令和5年度周南市スマートシティ推進業務委託 仕様書

1 業務名

令和5年度周南市スマートシティ推進業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、周南市が発注する「令和5年度周南市スマートシティ推進業務委託」に適用する。

3 目的と概要

本市は、最重点施策であるスマートシティ推進のため、周南市スマートシティ構想に基づき、住民、高等教育機関等と連携しながら、利用者目線により、地域課題の解決や新たな価値の創造につながるデジタル技術、データ等を活用した取組の具体化を進めている。

本業務では、令和3年度にモデル地区として選定した周陽・遠石地区において、これまでの検討内容を踏まえ、デジタル技術等を活用した実証等を実施することで、住民や利用者等の利便性やデジタル・リテラシーの向上等により地区の価値を高めるとともに、デジタル技術等の導入手法の検討、他地区におけるデジタル技術等を活用した取組の参考事例となることを目的としている。

令和5年度は、令和4年度までに抽出した地域の課題やニーズをもとに、地域情報の可視化、住民が必要とする生活情報の整理を行い、次年度以降の取組につなげる。

4 これまでの経緯

令和3年度にワークショップ等を実施して、地区住民の課題とニーズを把握し、事業計画案を作成した。

令和4年度は、地域の課題とニーズを基に、地区住民等が参加する協働プログラムを実施し、事業計画案をブラッシュアップした。

5 業務対象範囲（履行場所）

周南市内及び発注者が指定する場所

6 業務実施期間（契約期間）

契約締結日から令和6年3月31日まで

7 業務内容

(1)業務実施に向けた準備

業務の体制表、役割分担表、工程表を作成し、契約締結日から7日以内に提出する。なお、提出に当たっては、本市の承認を受けること。

(2)小学校等と連携した地域情報の可視化

児童（周陽小学校と遠石小学校の5年生を予定）が、モデル地区内の地域情報を収集し、それを山口県オープンデータカタログサイト、GIS、BIツール等により可視化できるデジタルデータとして整理する。

また、令和5年度から本市が実施するモデル地区内のデジタル技術（河川カメラ等）を活用した河川監視（1か所）の実証事業と連携し、当該事業の効果を高めるために必要な情報、意見等を関係地区住民等から収集して、利用者のニーズ等を当該事業に反映できるように分析する。

（以下、具体的内容）

①小学校の授業における地域情報の収集と可視化

▶ 受注者は、周陽小学校及び遠石小学校が5年生を対象に、各校で行う学習の中で、危険箇所のような地域情報を把握し、その詳細な情報（属性、緯度経度、画像、説明テキスト等）を可視化するプログラムを企画運営する。

※参考として、令和4年5月時点で、周陽小学校4年生23名、遠石小学校4年生55名。

▶ 受注者は、対象児童がデータの収集及び可視化の有用性を理解できるように、日程、取り扱う地域情報、授業の進め方、地区内での発表等の詳細について各校の担当者と協議して決定する。その際は、小学校に過度な負担とならないように留意すること。

▶ 受注者は、対象児童が、貸与されているタブレット端末（iPad、SIMなし）を利用して、地域情報の詳細な情報をデジタルデータとして入力する仕組み及びデジタルマップ上に表示する仕組みを用意し、授業内で対象児童に利用方法等を説明（各1回程度）する。入力する仕組み等は、タブレット端末へのインストールが不要な方法とすること。なお、入力する仕組み等は、取組の継続性や横展開等を考慮して、簡便・安価なものとする。

▶ 受注者は、小学校から入力する仕組み等本業務に関する問い合わせがあった際に、メール又は電話で対応する。

▶ 受注者は、対象児童が入力したデータを、山口県オープンデータカタ

ログサイト等で公開できるデジタルデータ（csv ファイル及び shape ファイル）としてとりまとめる。

- ▶ 児童及び関係者に対してアンケートやヒアリングを行い、児童等の感想、業務改善点等、今後のモデル地区における取組を発展させるために必要な事項を把握するとともに、事業効果を検証する。

②河川監視の実証事業との連携

- ▶ 受注者は、日程、進め方等の詳細について、関係するコミュニティ組織及び当該事業を所管する河川港湾課と調整のうえ決定する。
- ▶ 受注者は、当該事業に必要な、関係地区住民等の必要とする情報、受信タイミング、受信手段等の意見等を、適当な方法により関係地区住民等から収集する。
- ▶ 当該事業の効果を高めるため、収集した情報等を分析するとともに、令和6年度に実施予定である住民等への情報提供に向け、必要な助言等を行う。

(3)住民が必要とする生活情報の整理

モデル地区において、適当な方法により、住民が必要とする生活情報及び発信者である関係団体の情報発信に係るニーズを収集し、とりまとめる。

(以下、具体的内容)

① 生活情報の集約・発信に係るニーズの把握

- ▶ 受注者は、モデル地区住民及び関係団体を対象として、適当な方法により、「生活に必要な情報」、「生活上、入手できると嬉しい情報」、「情報の効率よい発信方法」、「情報をどのように受け取りたいか」等について、具体的な解決策のイメージを住民等と共有しつつ、ニーズを把握する。

※実施日、内容及び周知期間については、モデル地区のコミュニティ組織及び発注者と協議の上で決定する。

※ニーズ等の把握の際には、スマートフォンなどの情報端末を持たない住民の意見も収集できるよう工夫する。

- ▶ 受注者は、ニーズ等の調査を行う場合、チラシ等を作成し住民等へ周知し、参加者の募集を行う。

② 収集した情報の整理

- ▶ 受注者は、調査の内容を踏まえ、情報の集約・発信及び必要な機能に

関するニーズをとりまとめ整理する。

- ▶ 受注者は、整理した内容をもとに、製品・機能要件等の具体的な解決策を提案する。

(4) 打合せ協議

- 円滑に業務実施するために必要な打合せ協議（オンライン可）を行う。
- 業務着手と最終報告（成果品納入）の各段階については、管理責任者が出席し、発注者と対面で打合せ協議する。

(5) 報告書作成

- 本業務における調査検討内容等を取りまとめ、業務報告書及びその概要版を作成する。業務完了の10日前を目途に、受注者における照査を経た業務報告書等の案について、発注者の確認を得ること。

8 スケジュール（予定）

令和5年 9月～12月	小学校において授業実施	※7（2）①
5年秋頃	河川監視の実証事業開始	※7（2）②
5年12月	周陽小学校において発表会実施	※7（2）①
6年 2月	遠石小学校において発表会実施	※7（2）①
6年 3月	最終報告	
6年度	住民等への河川監視（カメラ等）情報の提供開始	

※関係者との調整、モデル地区における検討内容、進捗状況等より、スケジュールを変更する場合がある。

9 求める事業成果

① 地域情報の可視化

- ▶ 児童、関係者、関係団体が、情報の収集とデータ化、可視化に取り組む中で、その有用性や将来性を理解し、今後のモデル地区における事業展開につながる。
- ▶ 対象児童が、データの取扱いを学び、デジタル・リテラシーが向上するとともに、タブレット端末をより活用できるようになる。
- ▶ 河川監視の実証にフィードバックすることにより、当該事業がより住民ニーズ等に沿ったものとなり、安心安全の向上につながる。

② 住民が必要とする生活情報の整理

- ▶ 住民が必要とする生活情報や受け取り方、関係団体における発信方法に関する知見を得ることで、ポータルアプリやダッシュボード等の具

体的な情報集約・発信方法の検討につながる。

10 成果品

(1) 成果品の提出

受注者は、以下の成果品を発注者が指定した期限内に納入する。

- | | |
|--|----------------|
| <input type="checkbox"/> 業務報告書及び概要版 | 正副各 1 部（業務完了時） |
| <input type="checkbox"/> 資料、報告書等の電子記録媒体 | 1 部（業務完了時） |
| <input type="checkbox"/> 作成した地図表示データ | 1 式（契約期間内） |
| <input type="checkbox"/> その他発注者が必要と認めるもの | 1 式（契約期間内） |

(2) 成果品の帰属等

本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務に係る著作権人格権を行使しないものとする。

受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果品等の誤り、不備等が発見されたときは、受注者は速やかに訂正、補正、その他必要な措置を行わなくてはならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

11 その他の留意事項

- 周南市スマートシティ推進協議会及び前年度までの周南市スマートシティ推進業務の内容を踏まえて業務を行うこと。
- 受注者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
- 受注者は、本業務を遂行するうえで必要な能力と経験を有する者で、「スマートシティに係る業務を行った経験のある者又はスマートシティ関連分野の博士若しくは修士を取得した者」を管理責任者として配置する。
- 本業務の実施に必要な資料等について、発注者と受注者が協議のうえ、発注者は、貸与可能なものについて受注者に貸与する。受注者は、貸与した資料等について、受注者の責任において管理し、その取扱いに十分に注意するものとする。また、業務完了までに速やかに返却するものとする。
- 受注者は、個人情報の保護に関する法規を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務上、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、業務終了後も同様とする。
- 受注者は、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

- 受注者は、業務の全部を第三者へ再委託してはならない。本業務を効率的かつ効果的に実施するため業務の一部を再委託する場合は、再委託理由、業務分担等を発注者に申請し、承諾を得なければならない。
- 業務遂行において市保有施設の会議室等を使用するにあたり、当該施設の使用料等に関する免除の規定が適用できる場合、受注者は適用を受ける範囲において当該使用料等を負担する必要はない。
- 委託料の支払いは、本市の完了検査に合格した後、受注者からの請求に基づき、一括で支払う。
- 契約書、本仕様書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

以上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 受注者は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(第三者の取扱制限)

第8 受注者は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受注者は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 受注者は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 受注者は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに発注者の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 受注者は、発注者からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場

合を除き、発注者又は発注者の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 発注者は、前項の目的を達成するため、受注者及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第 14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は生ずるおそれのあること(再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。)を知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 発注者は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。